

議案第 10 号

羽生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

羽生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 <u>（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</u></p> <p>(6) ～ (10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6) ～ (10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月25日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明